

1	/
2	/
3	/

## 1 適用事業等

### 1. 適用事業

労働基準法は、原則として、労働者を使用するすべての事業に適用される。

ただし、法定労働時間の特例、一斉休憩の例外、適用の除外、児童・年少者の規定の適用など、事業の種類ごとに区分して適用する場合もあるため法別表1において、1号から15号まで15種類の事業を列挙している。なお、労働基準法の適用は、法別表1に掲げられている事業に限られるものではない。

#### 【参 考】法別表1（法律条文は巻末参照）

##### 工業的業種

1号	2号	3号	4号	5号
製造業	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業

##### 農林水産

6号	7号
農林業	畜水産業

##### 非工業的業種

8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号
商業	金融保険業	興行の事業	通信業	教育研究業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業

### 2. 事業

(1) 事業とは、主として場所によって決定され、同一の場所にあるものは、原則として一個の事業となり、場所的に分散しているものは、原則として別個の事業となる。したがって、本社が東京にあり、支店が大阪と名古屋にある場合は、原則として、それぞれが別個の事業となる。この事業を単位として、労働基準法に基づく許可、認定の申請、届出、報告等が行われる。